

堺市協第 429 号
令和 6 年 6 月 7 日

堺市自治連合協議会
校区代表者様

市民人権局
市民生活部長

宅地開発時における開発事業者等への自治会加入促進の働きかけ強化について

皆様方には、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、本市では自治会加入促進の取組の一環として、市内で行われる一定規模以上の宅地開発の際に、開発事業者に対し自治会加入促進への協力を呼びかけています。

このことについて、令和 6 年 8 月より、堺市宅地開発等に関する指導基準に自治会加入促進への協力の項目を追加し、本取組に係る市から開発事業者への働きかけを強化しますのでお知らせいたします。

記

取組の概要

【現状（令和 4 年 10 月から）】

- 対象：「共同住宅 65 戸以上・戸建住宅 20 戸以上」の開発行為
- 内容：開発の計画段階で、市民協働課から開発事業者へ、開発完了後の新規入居者に対して自治会加入促進の働きかけを行っていただくよう依頼。

【今後の予定（令和 6 年 8 月 1 日から）】

- 対象：「共同住宅・戸建住宅ともに 20 戸以上」の開発行為
- 内容：①開発の計画段階で、開発事業者から開発区域の自治会へ、自治会加入促進に関する連絡調整（別紙 1 参照）を行い、調整状況について事業者から市へ報告書（別紙 2 参照）を提出。
②自治会との連絡調整内容を踏まえ、開発事業者が開発完了後の新規入居者に対して自治会加入の働きかけを実施。

<問い合わせ先>

市民生活部 市民協働課（担当：中島）

TEL：072-228-7405

FAX：072-228-0371